

札幌法務局訟務部 標準文書保存期間基準

令和7年1月1日改正

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例				保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項	備考	(規則別表1の関連事項)		
				大分類	中分類	名称(小分類)	名称(小分類)別名							
1	訓令及び通達の制定又は改廃及びその経緯	①業務に常時利用するものとして継続的に保存すべき行政文書	訓令・通達 (訟務部所管に関するもの)	争訟	訓令・通達	令和〇〇年度訟務に関する訓令・通達		取得の日の属する年度の翌年度の初日から起算して30年	廃棄			令和2年4月1日より年度管理に変更	別表1の事項4を参照	
			・例規集管理・運営に関する訓令・通達	争訟	例規	例規集(管理・運営)		常用					別表1の事項22を参照	
			・例規集実務編	争訟	例規	例規集(実務編)		常用						
			②①以外のもので継続的に保存する必要のないもの	争訟	訓令・通達	令和〇〇年度所掌以外の訓令・通達			取得の日の属する年度の翌年度の初日から起算して10年	廃棄				令和2年4月1日より年度管理に変更
2	文書の管理等に関する事項	①行政文書ファイル等の保存期間及び保存期間満了時の措置等が定められた文書	・標準文書保存期間基準	争訟	標準文書保存期間基準	訟務部 標準文書保存期間基準(現行)		常用					別表1事項22を参照	
			・標準文書保存期間基準の制定又は改廃に係る決裁文書	争訟	標準文書保存期間基準	令和〇〇年度保存期間基準の制定・改正			作成の日の属する年度の翌年度の初日から起算して10年	廃棄				令和2年4月1日より年度管理に変更
		②行政文書ファイル等の管理に関する文書(ただし、①に当たるものを除く)	・行政文書ファイルの管理に関する決裁文書 ・移管に関する決裁文書 ・廃棄に関する決裁文書	争訟	行政文書の管理	令和〇〇年度帳簿書類の保存・廃棄			作成の日の属する年度の翌年度の初日から起算して10年	廃棄				令和2年4月1日より年度管理に変更
			③取得した文書の管理を行うための帳簿	争訟	管理するための帳簿	令和〇〇年度受付簿			作成の日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年	廃棄				
		・秘密文書管理簿	争訟	管理するための帳簿	令和〇〇年度秘密文書管理簿			最終の指定解除の日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年	廃棄					令和5年10月4日から年度管理に変更
			・庁外送付簿	争訟	管理するための帳簿	令和〇〇年度庁外送付簿			作成の日の属する年度の翌年度の初日から起算して1年	廃棄				令和5年10月4日より年度管理に変更
			・庁外書庫への移管関係書類	争訟	管理するための帳簿	令和〇〇年度移管関係書類つづり込み帳			移管した帳簿等の廃棄後1年	廃棄				令和2年4月1日より年度管理に変更
		④決裁文書の管理を行うための帳簿	争訟	管理するための帳簿	令和〇〇年度決裁簿			作成の日の属する年度の翌年度の初日から起算して30年	廃棄					
		④⑤訓令・通達・例規以外の送付文書	・本省及び他官署等から送付された文書	争訟	連絡文書	令和〇〇年度通知・連絡書類(本省等)			取得の日の属する年度の翌年度の初日から起算して3年	廃棄				令和2年4月1日より年度管理に変更
			・他局、局内各課等からの連絡に関する文書	争訟	連絡文書	令和〇〇年度通知・連絡書類(〇〇課)			取得の日の属する年度の翌年度の初日から起算して3年	廃棄				令和2年4月1日より年度管理に変更
3	公印に関する事項	公印の使用・廃止に関する経緯	公印の使用・廃止の届出に関する文書	争訟	公印	令和〇〇年度公印使用開始・廃止届出等(原議)		作成の日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年				令和2年4月1日より年度管理に変更		
4	情報セキュリティ対策の運用に関する事項	(1)情報セキュリティ体制の整備に関する重要な経緯	・許可申請、届出等 ・障害発生報告書等	争訟	情報セキュリティ	令和〇〇年度情報等持出許可申請・届出		取得の日の属する年度の翌年度の初日から起算して3年	廃棄			令和2年4月1日より年度管理に変更		
			・基盤システム共用識別コード管理表(利用者一覧・利用状況記録)	争訟	情報セキュリティ	基盤システム共用識別コード管理表		常用	廃棄				令和5年1月16日付市民事務局基盤システム部局管理事務連絡により追加	
	(2)情報セキュリティ体制の整備に関する重要な経緯	基盤システム運用管理要領等の関係規定に基づく申請等	・基盤システムに係る各種申請書	争訟	情報セキュリティ	令和〇〇年度基盤システムに係る申請書類		作成の日の属する年度の翌年度の初日から起算して3年	廃棄			令和2年8月24日付札幌第371号依命通知により追加		
			・利用許可媒体等管理簿	争訟	情報セキュリティ	利用許可媒体等管理簿		常用					令和2年8月24日付札幌第371号依命通知により追加	
5	行政文書の開示請求に係る開示決定等に関する事項	行政文書の開示請求に関する文書	行政文書の開示請求書類	争訟	行政文書の開示請求	令和〇〇年度行政文書開示請求		作成の日の属する年度の翌年度の初日から起算して3年	廃棄					

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例				保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項	備考	(規則別表1の関連事項)	
				大分類	中分類	名称(小分類)	名称(小分類)別名						
6	保有個人情報の開示・訂正・利用停止請求に係る開示請求に関する事項	保有個人情報の開示・訂正・利用停止請求に関する文書	・保有個人情報の開示・訂正・利用停止請求書類	争訟	保有個人情報の開示・訂正・利用停止請求	令和〇〇年度保有個人情報開示・訂正・利用停止請求		作成の日の属する年度の翌年度の初日から起算して3年	廃棄				
7	防災業務及び監査に関する事項	(1) 防災に関する事項	① 防災業務計画及び防災訓練に関する文書	・防災業務計画に関する文書 ・防災訓練実施に関する文書	争訟	防災	令和〇〇年度防災業務		作成の日の属する年度の翌年度の初日から起算して3年	廃棄		令和2年4月1日より年度管理に変更	
			② 例規	防災・国民保護実施要領	争訟	防災	防災・国民保護実施要領		常用				
			④ 危機管理体制に関する文書	危機管理マニュアル	争訟	防災	危機管理マニュアル		常用				
		(2) 業務継続計画に関する事項	業務継続計画の策定及び改正に関する文書	業務継続計画	争訟	防災	業務継続計画		常用				
8	会議・会合に関する事項	(1) 訟務部所管の会議・会合に関する重要な経緯	・会議・会合等の開催等に関する決裁文書 ・配付資料 ・各種会合等の結果等に関する決裁文書	争訟	会議・会合	令和〇〇年度会議・会合(本省)		取得の日の属する年度の翌年度の初日から起算して3年	廃棄				
				争訟	会議・会合	令和〇〇年度会議・会合(札幌法務局)		取得の日の属する年度の翌年度の初日から起算して3年	廃棄				
				争訟	会議・会合	令和〇〇年度会議・会合(札幌法務局ブロック管内)		取得の日の属する年度の翌年度の初日から起算して3年	廃棄				
				争訟	会議・会合	令和〇〇年度会議・会合(地方局)		取得の日の属する年度の翌年度の初日から起算して3年	廃棄				
		争訟	会議・会合	令和〇〇年度他官署等会議		取得の日の属する年度の翌年度の初日から起算して3年	廃棄						
		(2) 訟務部所管以外の会議・会合に関する重要な経緯	・会議・会合等の開催等に関する決裁文書 ・配付資料 ・各種会合等の結果等に関する決裁文書	争訟	会議・会合	令和〇〇年度局長事務打合せ会		取得の日の属する年度の翌年度の初日から起算して3年	廃棄				
				争訟	会議・会合	令和〇〇年度支局長・出張所長事務打合せ会		取得の日の属する年度の翌年度の初日から起算して3年	廃棄				
争訟	会議・会合			令和〇〇年度その他の事務打合せ会		取得の日の属する年度の翌年度の初日から起算して3年	廃棄						
9	弁護士選任事件に関する事項	弁護士選任事件に関する文書	・選任関係 ・謝金関係 ・承諾書	争訟	弁護士選任事件	令和〇〇年度弁護士選任事件書類		取得の日の属する年度の翌年度の初日から起算して3年	廃棄		令和2年4月1日より年度管理に変更		
10	第一審強化に関する事項	第一審強化に関する文書	第一審強化	争訟	第一審強化	令和〇〇年度第一審強化		取得の日の属する年度の翌年度の初日から起算して3年	廃棄		令和2年4月1日より年度管理に変更		
11	訟務資料に関する事項	訟務の管理・企画に関する資料	・本省から送付される訟務資料 ・訟務月報 ・訟務時報 ・その他	争訟	訟務一般	訟務資料(〇〇〇〇)		常用					
12	事務の調査指導及び監査に関する事項	事務の調査指導及び監査の企画・立案・実施結果に関する文書	・監査の実施に関する決裁文書 ・事務指導、調査に関する決裁文書 ・本省からの事務指導に関する文書	争訟	監査	令和〇〇年度事務の調査指導		作成の日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年	廃棄				
13	職員の人事に関する事項	(1) 職員の勤務時間・休暇に関する事項	① 超過勤務に関する文書 ・超過勤務等命令簿	争訟	勤務時間・休暇	令和〇〇年度超過勤務等命令簿		作成の日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年3月	廃棄	人事		備考二	
				争訟	勤務時間・休暇	令和〇〇年出勤簿		作成の日の属する年の翌年の初日から起算して5年	廃棄	人事			
				争訟	勤務時間・休暇	令和〇〇年非常勤職員出勤簿		作成の日の属する年の翌年の初日から起算して5年	廃棄	人事			
				争訟	勤務時間・休暇	令和〇〇年休暇簿		作成の日の属する年の翌年の初日から起算して3年	廃棄	人事			
				争訟	勤務時間・休暇	令和〇〇年振替等通知簿		作成の日の属する年の翌年の初日から起算して3年	廃棄	人事			
				争訟	勤務時間・休暇	令和〇〇年代休日指定簿		作成の日の属する年の翌年の初日から起算して3年	廃棄	人事			
				争訟	勤務時間・休暇	令和〇〇年度出勤状況報告書		作成の日の属する年度の翌年度の初日から起算して3年	廃棄				
(2) 非常勤職員の雇用等に関する経緯	非常勤職員の勤務に関する文書 ・雇用に関する決裁文書 ・諸手当等に関する文書	争訟	勤務時間・休暇	令和〇〇年度非常勤職員		作成の日の属する年度の翌年度の初日から起算して3年	廃棄						

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例				保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項	備考	(規則別表1の関連事項)	
				大分類	中分類	名称(小分類)	名称(小分類)別名						
	(3) 職員の給与及び手当に関する事項	手当届出・手当認定簿	・管理職特別勤務実績簿	争訟	手当	令和〇〇年度管理職員特別勤務実績簿		作成の日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年1月	廃棄				
			・管理職特別勤務手当整理簿	争訟	手当	令和〇〇年度管理職特別勤務手当整理簿		作成の日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年1月	廃棄				
			・管理職員特別勤務手当報告書(写し)	争訟	手当	令和〇〇年度管理職員特別勤務手当報告		作成の日から起算して3年を経過する日の属する月の翌月の俸給の支給日までの間	廃棄		令和2年4月1日より年度管理に変更		
	(4) 引継に関する事項	事務引継に関する事項	・事務引継報告書	争訟	引継	令和〇〇年度事務引継書		作成の日の属する年度の翌年度の初日から起算して3年	廃棄				
	(5) 総務部所管の職員の研修の実施に関する計画の立案の検討その他の職員の研修に関する重要な経緯	研修に関する文書	・研修員推薦、決定及び実施に関する決裁文書 ・事例研究・セミナーに関する文書 ・研修終了に関する文書	争訟	研修	令和〇〇年度研修(本省)		作成の日の属する年度の翌年度の初日から起算して3年	廃棄				
			・研修員推薦、決定及び実施に関する決裁文書 ・事例研究・セミナーに関する文書 ・研修終了に関する文書	争訟	研修	令和〇〇年度研修(札幌ブロック)		作成の日の属する年度の翌年度の初日から起算して3年	廃棄				
(6) 総務部所管以外の職員の研修の実施に関する計画の立案の検討その他の職員の研修に関する重要な経緯	研修に関する文書	・研修員推薦、決定及び実施に関する決裁文書 ・事例研究・セミナーに関する文書 ・研修終了に関する文書	争訟	研修	令和〇〇年度研修(所管以外)		作成の日の属する年度の翌年度の初日から起算して3年	廃棄					
14 予算及び決算に関する事項	① 購入及び支出の決算報告書並びに面の債務に関する計算書の作製その他の決算に関する重要な経緯	・物品受領命令簿	争訟	物品管理	令和〇〇年度受領命令簿		作成の日の属する年度の翌年度の初日から起算して1年	廃棄			別表1事項15を参照		
		・物品返納命令書	争訟	物品管理	令和〇〇年度物品返納命令書		作成の日の属する年度の翌年度の初日から起算して1年	廃棄					
		・交通系ICカード等使用整理簿	争訟	物品管理	令和〇〇年度交通系ICカード等使用整理簿		取得の日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年	廃棄					
		・勤務時間報告書	争訟	給与簿	令和〇〇年度勤務時間報告書		作成の日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年	廃棄					
		・外出簿	争訟	出張	令和〇〇年度外出簿		取得の日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年	廃棄					
15 個人の権利義務の増減及びその経緯	(1) 国又は行政庁等を当事者とする訴訟	① 訴訟の提起に関する文書	・訴状 ・期日呼出状	争訟	公務一般	事件記録(実施事件)	〇〇裁判所令和〇〇年(〇)第〇〇号	訴訟が終了する日に係る特定日以後10年	廃棄	事件記録編成要領第3による分類	R6.2.6事件記録編成要領改正により変更	別表1事項11.1.1.2を参照	
		② 訴訟における主張、立証又は立証に関する文書	・答弁書 ・準備書面 ・各種申立書 ・口頭弁論調書 ・書証 ・証人等調書										
		③ 訴訟の終了に関する文書	・判決書の写し ・和解調書の写し										
		④ 訴訟代理権及び訴訟費用等に関する文書	・指定書、選任書、訴訟代理権消滅通知書 ・予納金、保証金及び配当金に関する書類 ・取材対応結果報告票										
	(2) 地方公共団体、独立行政法人又は行政庁を当事者とする訴訟	① 訴訟の提起に関する文書	④ 訴訟の進行を補助する文書	・事件打合せ及び事実調査に関する書類 ・決裁文書	争訟	公務一般	事件記録補助書類(実施事件)	〇〇裁判所令和〇〇年(〇)第〇〇号	訴訟が終了する日に係る特定日以後1年	廃棄		R6.3.4札幌85公務管理普通通知により変更	
			② 訴訟における主張又は立証に関する文書	・答弁書 ・準備書面 ・各種申立書 ・口頭弁論調書 ・書証 ・証人等調書									
			③ 訴訟の終了に関する文書	・判決書の写し ・和解調書の写し									
			① 訴訟の提起に関する文書	・訴状 ・期日呼出状	争訟	公務一般	事件記録(通常監理事件)	〇〇裁判所令和〇〇年(〇)第〇〇号	訴訟が終了する日に係る特定日以後3年	廃棄	事件記録編成要領第3による分類	R6.2.6事件記録編成要領改正により変更	

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例				保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項	備考	(規則別表1の関連事項)
				大分類	中分類	名称(小分類)	名称(小分類)別名					
		④処理区分の決定等に関する文書	・処理区分の決定に係る処理規則16条に基づく求指示に関する文書									
		⑤訴訟追行を補助する文書	・事件打合せ及び事実調査に関する書類 ・判決文書	争訟	訟務一般	事件記録補助書類(通常監理事件)	〇〇裁判所令和〇〇年(〇)第〇〇号	訴訟が終了する日に係る特定日以後1年	廃棄			R6.3.4札訟85訟務管理官通知により変更
	(5) 国を当事者とする訴訟	判決書又は和解調書	・判決書 ・和解調書	争訟	訟務一般	裁判書等正本つづり(令和〇〇年)		訴訟が終了する日に係る特定日以後10年	廃棄	法務局及び地方方法務局訟務処理規則4条2項、H23.4.1付付訟企第251号訟務局長通知別紙により暦年ごとに調整		
	(6) 国又は行政機関を当事者とする訴訟の提起その他の訴訟に関する重要な経緯	①予防司法支援(処理を担当した事件に限る。)	・予防司法支援事件票	争訟	訟務一般	予防司法支援記録帳簿(令和〇〇年)(処理を担当した事件)		作成の日の属する年の翌年の初日から起算して10年	廃棄	法務局及び地方方法務局訟務処理規則4条2項、H23.4.1付付訟企第251号訟務局長通知別紙により		
		②予防司法支援(処理を担当した事件を除く。)	・予防司法支援事件票	争訟	訟務一般	予防司法支援記録帳簿(令和〇〇年)(処理を担当した事件を除く。)		作成の日の属する年の翌年の初日から起算して1年	廃棄	法務局及び地方方法務局訟務処理規則4条2項、H23.4.1付付訟企第251号訟務局長通知別紙により		
		③予防司法支援事件の処理を補助する文書	・決裁文書	争訟	訟務一般	予防司法支援事件記録補助書類(令和〇〇年)		作成の日の属する年の翌年の初日から起算して1年	廃棄		R6.2.6事件記録編成要領改正により変更	
	(7) 国又は行政機関を当事者とする訴訟の実行に要する費用の支出及び返納	訴訟費用の管理を行う帳簿類	・収入印紙受払簿 ・郵便切手・郵便はがき受払簿 ・預納金整理簿 ・保証金整理簿 ・配当金等受払簿 ・保管金受領証書等つづり	争訟	訟務一般	収入印紙受払簿(令和〇〇年度)		作成の日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年	廃棄			
				争訟	訟務一般	郵便切手・郵便はがき受払簿(令和〇〇年度)		作成の日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年	廃棄			
				争訟	訟務一般	預納金整理簿(令和〇〇年度)		処理が終わった日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年	廃棄			
				争訟	訟務一般	保証金整理簿(令和〇〇年度)		処理が終わった日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年	廃棄			
				争訟	訟務一般	配当金等受払簿(令和〇〇年度)		処理が終わった日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年	廃棄			
				争訟	訟務一般	保管金受領証書等つづり(令和〇〇年度)		作成の日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年	廃棄			
	(8) 国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律5条、6条、6条の2、6条の3に基づく、国が直接実施しない訴訟の経緯	①訴訟の提起に関する報告	・訴状 ・期日呼出状	争訟	訟務一般	事件記録(簡易監理事件)	〇〇裁判所令和〇〇年(〇)第〇〇号	訴訟が終了する日に係る特定日以後1年	廃棄	法務局及び地方方法務局訟務処理規則4条2項、H23.4.1付付訟企第251号訟務局長通知別紙により暦年ごとに調整		
		②訴訟における主張又は立証に関する報告	・答弁書 ・準備書面 ・各種申立書 ・口頭弁論調書									
		③判決書又は和解調書	・判決書 ・和解調書									
		④訴訟追行を補助する文書	・事件打合せ及び事実調査に関する書類 ・決裁文書	争訟	訟務一般	事件記録補助書類(簡易監理事件)	〇〇裁判所令和〇〇年(〇)第〇〇号	訴訟が終了する日に係る特定日以後1年	廃棄			R6.3.4札訟85訟務管理官通知により変更
	(9) 国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律5条、6条、6条の2、6条の3に基づく、国が直接実施しない訴訟の経緯	①訴訟の提起に関する報告	・訴状 ・期日呼出状	争訟	訟務一般	定型的監理事件(令和〇〇年)		1年	廃棄	法務局及び地方方法務局訟務処理規則4条2項、H23.4.1付付訟企第251号訟務局長通知別紙により暦年ごとに調整		
		②訴訟における主張又は立証に関する報告	・答弁書 ・準備書面 ・各種申立書 ・口頭弁論調書									
		③判決書又は和解調書	・判決書 ・和解調書									
	(10) (1)～(10)に掲げられた業務により取得した文書の管理	文書の管理を行う帳簿類	・事件簿 ・指定書受払簿 ・選任書受払簿 ・訴訟代理権消滅通知書受払簿 ・事件記録保存簿 ・裁判書等正本保存簿 ・予防司法支援事件簿	争訟	訟務一般	事件簿		常用	廃棄	法務局及び地方方法務局訟務処理規則4条2項、H23.4.1付付訟企第251号訟務局長通知別紙により暦年ごとに調整		R6.2.6事件記録編成要領改正により変更
				争訟	訟務一般	指定書受払簿(令和〇〇年〇月～令和〇〇年〇月)		処理が終わった日の属する年度の翌年度の初日から起算して1年	廃棄			

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例				保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項	備考	(規則別表1の関連事項)
				大分類	中分類	名称(小分類)	名称(小分類)別名					
				争訟	訟務一般	選任書受払簿(令和〇〇年〇月～令和〇〇年〇月)		処理が終わった日の属する年度の翌年度の初日から起算して1年	廃棄			
				争訟	訟務一般	訴訟代理権消滅通知書受払簿(令和〇〇年〇月～令和〇〇年〇月)		処理が終わった日の属する年度の翌年度の初日から起算して1年	廃棄			
				争訟	訟務一般	裁判書等正本保存簿(令和〇〇年)		作成の日の属する年度の翌年度の初日から起算して30年	廃棄	令和2年4月1日より年度管理に委実	H23.4.1付け訟企業251号訟務局長通知別紙により層年ごとに誤製が正しいため令和5年10月4日から層年管理に変更	
				争訟	訟務一般	予防司法支援事件簿		常用	廃棄	法務局及び地方自治体法務局法務局別紙4条2項、H23.4.1付け訟企業251号訟務局長通知別紙により層年ごとに誤製	R6.2.6事件記録編成要領改正により変更	
16	統計に関する事項	訴訟に関する統計の作成及び分析に関する重要な経緯	統計資料	争訟	訟務一般	統計資料(令和〇〇年)		作成の日の属する年度の翌年度の初日から起算して3年	廃棄	法務局及び地方自治体法務局法務局別紙4条2項、H23.4.1付け訟企業251号訟務局長通知別紙により層年ごとに誤製		別表1事項28を参照
17	局務運営に関する事項	局務運営に係る企画立案に関する文書	・事業計画・事務概況	争訟	訟務一般(企画立案等)	令和〇〇年度事業計画		作成の日の属する年度の翌年度の初日から起算して3年	廃棄			令和5年10月4日年度管理に変更
				争訟	訟務一般(企画立案等)	令和〇〇年度重点目標		作成の日の属する年度の翌年度の初日から起算して3年	廃棄			令和5年10月4日年度管理に変更
				争訟	訟務一般(企画立案等)	令和〇〇年度訟務予算		作成の日の属する年度の翌年度の初日から起算して3年	廃棄			令和5年10月4日年度管理に変更
				争訟	訟務一般(企画立案等)	令和〇〇年度部長通知等		作成の日の属する年度の翌年度の初日から起算して3年	廃棄			令和5年10月4日年度管理に変更
				争訟	訟務一般(企画立案等)	令和〇〇年度民事訴訟IT化に関するもの		作成の日の属する年度の翌年度の初日から起算して3年	廃棄			令和5年10月4日年度管理に変更

備考

本基準に掲げられていない事項が発生したときは、法務省行政文書管理規則の別表1及び本基準を参照しつつ、文書管理者において、保存期間及び保存期間満了時の措置について設定することとする。

(注) 法律又はこれに基づく命令の規定により行政文書の保存期間が定められているものについては、参考事項欄に当該法令の名称を記載する。

※参考事項欄に記載する根拠法令の略語について

- 「人事」…人事院規則
- 「内閣」…人事記録の記載事項等に関する内閣府令
- 「統計」…人事統計報告に関する政令(昭和41年政令第12号)
- 「〇〇」…〇〇〇〇